

# 甲府市新型インフルエンザ等対策行動計画

【概要版】

令和 8 年 3 月改定

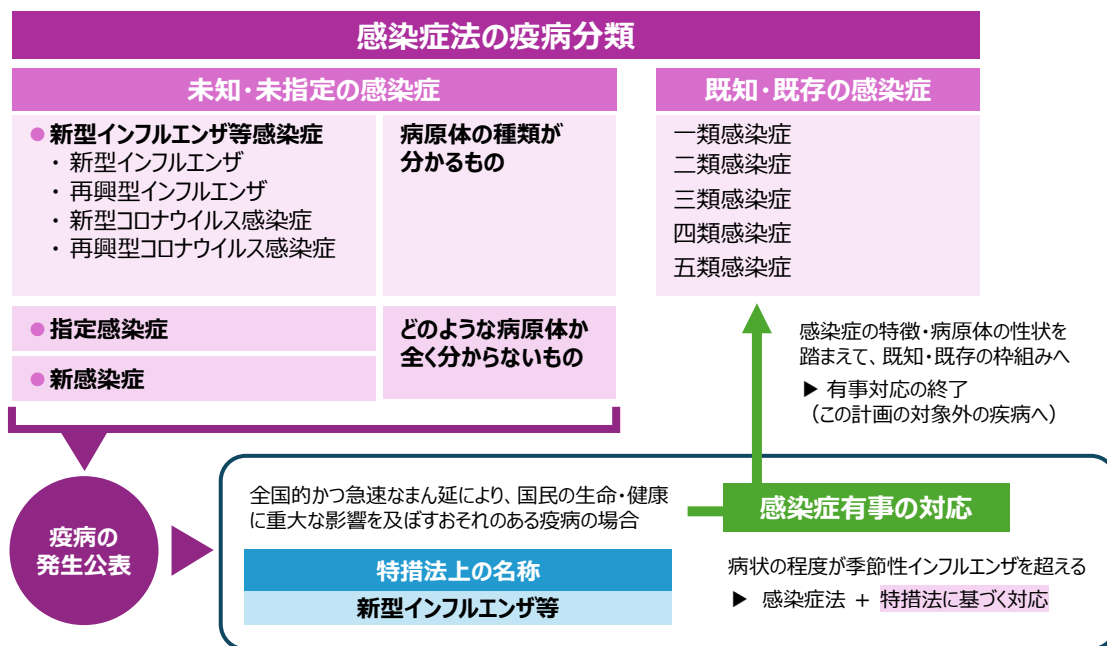


## ◆ 背景・改定の経緯

- 令和2年1月に我が国で最初の新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）に感染した患者が確認されて以降、市民の生命及び健康が脅かされ、市民生活及び社会経済活動は大きく影響を受けることとなった。
- 市では、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）及び新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）に基づき、新型インフルエンザ等対策の実効性を高めるため甲府市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「市行動計画」という。）を策定し、運用してきた。
- 今般の市行動計画の改定は、政府行動計画や山梨県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）の改定、本市の新型コロナへの対応で明らかとなった課題、対応の検証を踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナ（令和2年以降に国内で流行した新型コロナウイルス感染症（COVID-19））等以外も含めた幅広い感染症による危機に対応できる社会を目指すものである。
- 市行動計画に基づき、感染症危機に対する平時の備えに万全を期すとともに、感染症有事には、感染症の特徴（感染経路、潜伏期間、症状等）や科学的知見を踏まえ、迅速かつ着実に必要な対策を実施していく。

## ◆ 計画の位置付け

- 市行動計画は、特措法第8条第1項の規定により、県行動計画に基づき、市長が感染症有事への備え及び事態対処の方策を定めるものである。
- 甲府市感染症予防計画（以下「市予防計画」という。）や甲府市保健所健康危機対処計画（以下「市対処計画」という。）との整合を図りながら、国の動向や県行動計画の改定等を踏まえ、市行動計画の見直しを検討する。



## ◆ 感染症危機への対処における目指すべき姿と目標

- 新型コロナ対応の経験やその課題を踏まえ、次なる感染症危機対応を行うに当たっては、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた、感染症危機に強くしなやかに対応できる社会を目指すことが必要である。こうした社会を目指すために、以下の3つを目標とする。
  - ・ 感染症危機に対応できる平時からの体制づくり
  - ・ 市民生活及び社会経済活動への影響の軽減
  - ・ 基本的人権の尊重

## ◆ 対策推進のための役割

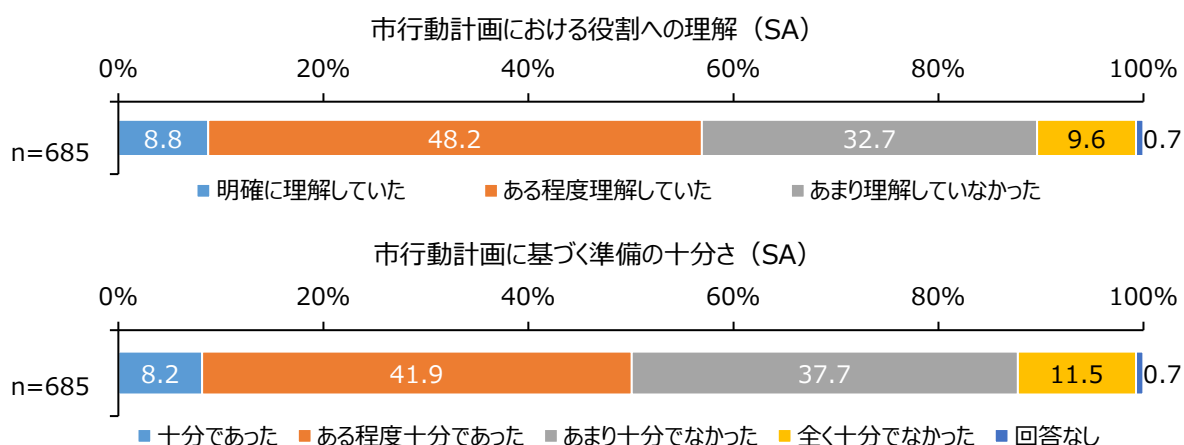
- 新型インフルエンザ等の感染症危機への対策の実施主体は、それぞれ次のような役割を担うものとする。
  - ・ 国：基本方針の決定と全国的な体制整備、研究開発・情報発信
  - ・ 県（山梨県）：全体調整・医療提供体制の確保、情報収集、指示・要請
  - ・ 市（甲府市）：相談対応、まん延防止対策、生活支援、ワクチン接種
  - ・ 医療機関：医療の提供（協定締結医療機関等）
  - ・ 事業者：事業所の感染対策、重要業務の継続
  - ・ 市民：基本的な感染対策・情報取得・差別防止

## ◆ 対策の実効性の確保

- この計画に基づく対策の実効性を確保するため、次の視点で取組を進めるものとする。
  - ・【E B P M（エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキング）の考え方に基づく対策の推進】  
平時から感染症有事までを通じて、対策効果の測定に重要な関連を持つ情報や統計等のデータを活用する。
  - ・【新たな感染症危機への備えの機運（モメンタム）の維持】  
地震等の災害への備えと同様に、日頃からの備えと意識を高める取組を継続的に行う。
  - ・【多様な主体の参画による実践的な訓練の実施】  
関係機関は、訓練の実施により、平時の備えについて不断の点検や改善につなげていく。
  - ・【市行動計画に基づく取組の定期的なフォローアップと必要な見直し】  
国内外の新たな感染症危機となり得る感染症の発生の状況と本計画で整合性を図っていく。

## ◆ 職員向けアンケートの実施及び計画への反映

- より実効性のある計画とするため、庁内における新型コロナ対応の振り返りを行い、明らかになった「課題」や「改善点」について具体的な対策項目への反映をした。（下記一部抜粋）



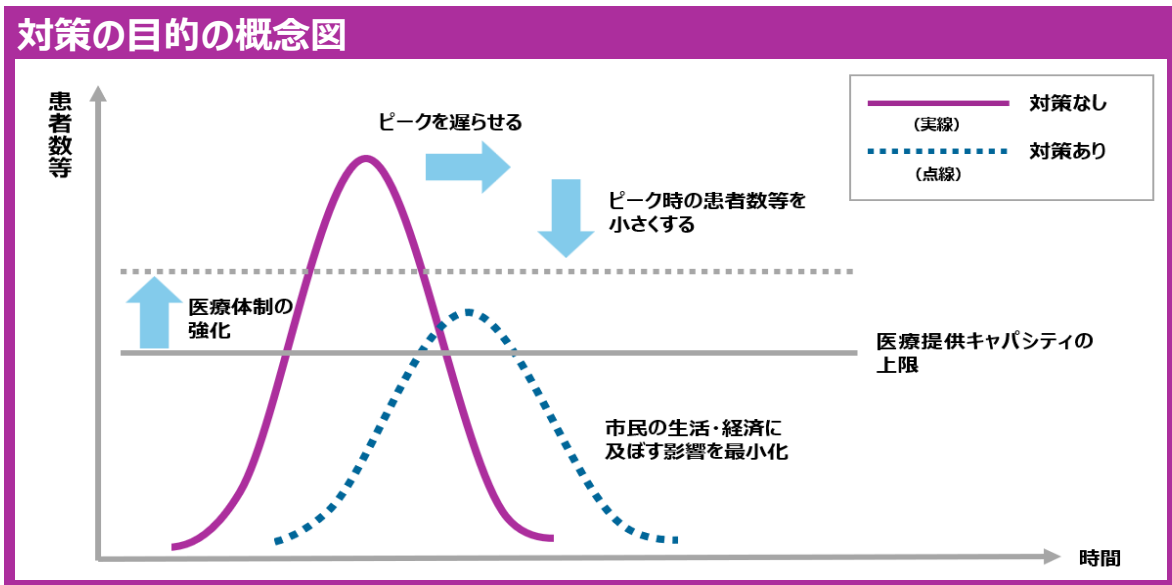
【課題】…職員体制の整備と研修・訓練の実施の必要性に関する意見が多く見られた。

【今後の対策】…準備期の実施体制において、保健所を含めた市全体の組織体制を見直し、市行動計画に基づく研修や訓練の実施について、明確にする。

【計画への反映】…準備期における職員体制の整備と研修・訓練の実施。

## ◆ 対策の目的

- 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護
  - ・流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備等のための時間を確保する。
  - ・流行のピーク時の患者数を少なくすることで医療提供体制への負荷を軽減する。
- 市民生活・経済に及ぼす影響を最小化
  - ・感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行う。
  - ・事業継続計画（BCP）の作成や実施等により、医療提供業務又は市民生活・経済の安定に寄与。



## ◆ 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ

- 感染症の特徴（感染経路、潜伏期間、症状等）、感染症危機の長期化、状況の変化等に応じて様々な感染症に幅広く対応できるシナリオとするため、新型インフルエンザ等対策の各対策項目については、3つの時期（準備期、初動期、対応期）に区分し、時期ごとの特徴を踏まえ、対応を行う。

区分	対応時期の定義
準備期	◎ <b>新たな感染症危機の発生前の段階</b> 感染症危機に対応可能な人材の養成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善など、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行うことを想定する。
初動期	◎ <b>新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階</b> 感染症の特徴（感染経路、潜伏期間、症状等）や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）の知見を国内外から収集しつつ、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応することを想定する。
対応期	◎ <b>政府対策本部が設置され、基本的対処方針が策定・公示されて以降の段階</b> ・封じ込めを念頭に対応する時期 ・病原体の性状等に応じて対応する時期 ・ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期 ・特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期 患者の入院措置や、使用可能な医薬品等による治療、感染リスクのある者の外出自粛に加え、市民や地域住民に対する不要不急の外出の自粛要請等を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした強度の高い対策を実行することを想定する。

## ◆ 対策項目

- 市における新型インフルエンザ等対策の取組を効果的に進めるために11の対策項目を設ける。

対策項目	対策項目の概要
①実施体制	全庁での連携強化と組織体制の整備、有事の際の実施体制と実効性の確保に向けた訓練の実施・人材の養成、関係機関との連携等について記載
②情報収集・分析	国・県が提供する情報の収集・分析に係る体制整備、情報収集・分析及びリスク評価の実施、収集・分析した情報の共有について記載
③サーベイランス	感染症サーベイランス体制の構築・整備、感染症サーベイランスの実施、情報の活用と共有、体制の見直しについて記載
④情報提供・共有・リスクコミュニケーション	情報提供・共有とその体制整備、双方向コミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションの実施、偏見・差別や偽・誤情報に関する啓発や対応について記載
⑤水際対策・まん延防止	水際対策の強化や柔軟な対応について国と連携、まん延防止対策の準備等、効果を高める環境の整備、対策の実施について記載
⑥ワクチン、治療薬・治療法	感染症危機対応医薬品等を利用する基盤及び予防接種の実施体制の整備、体制の運用、住民接種の実施、治療薬の投与等について記載
⑦医療	円滑な医療提供体制のための体制整備、関係機関による連携の推進・強化、県が行う入院調整への協力等について記載
⑧検査	検査手法や診断技術の確立と普及、検査体制の構築、整備、体制の維持・強化、確保・見直し、検査精度の維持管理等について記載
⑨保健	感染症有事体制の整備、外部の専門職等の活用、連携体制の構築、相談や疫学調査、自宅療養への対応等について記載
⑩物資	感染症対策物資等の備蓄と確認、円滑な供給に向けた準備、供給に関する相互協力について記載
⑪市民生活・経済の安定の確保	市民生活・社会経済活動の安定の確保を対象とした対応、生活関連物資等の価格の安定、埋葬・火葬の体制整備等について記載

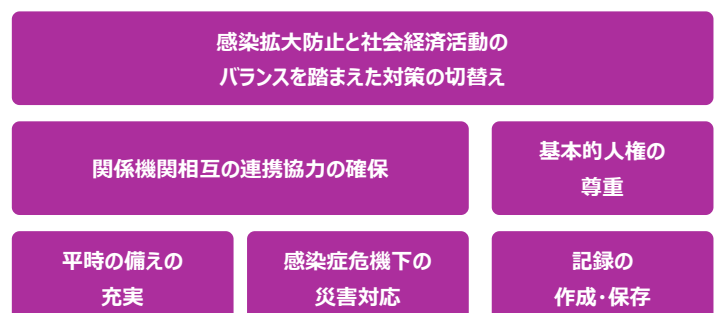
## ◆ 横断的視点

- 上記で定める対策項目の分野にとらわれない横断的な視点で取組を進めていく。



## ◆ 対策を実施する上での留意事項

- 市は新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階において、特措法その他の法令、市行動計画又は事業継続計画（BCP）に基づき、県と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の事項に留意する。



# 第3部 各対策項目の考え方及び取組（P25～P90）

対策項目	対応時期	準備期
<b>1 実施体制</b> 		<p>全庁的な連携体制、役割や指揮命令系統を整理し、人員体制の確保に努めるとともに、関係機関とも連携し、訓練や研修で実効性を高める。</p>
<b>2 情報収集・分析</b> 		<p>新型インフルエンザ等の発生を想定した研修や訓練を実施し、情報収集・分析の実施体制の実効性を確認する。</p>
<b>3 サーベイランス</b> 		<p>平時から感染症サーベイランス体制を構築するとともに、リスク評価に基づき、感染症有事のサーベイランス体制に速やかに移行できるよう、検査の方法や役割分担の確認など、必要な準備を実施する。</p>
<b>4 情報提供・共有・リスクコミュニケーション</b> 		<p>市民等への円滑な情報提供・共有のための方策を検討する。また、業界団体等を通じた情報提供・共有の方策についても整理する。</p>
<b>5 水際対策・まん延防止</b> 		<p>社会福祉施設等からの要請に応じて行う出前講座等により、従事者の感染対策に関する資質の向上に努めるとともに、各社会福祉施設の対応に関するアクションカード（災害時などの緊急時において、個々の役割に応じた具体的な行動を示した指示書）の作成及び活用を支援する。</p>
<b>6 ワクチン、治療薬・治療法</b> 		<p>医療従事者の確保について、市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会や医療機関等との協力の下、接種体制が構築できるよう、事前に合意を得る。</p>
<b>7 医療</b> 		<p>平時から感染症有事における市民等に対する必要な医療の提供に関する検討等を行い、準備を進める。</p>
<b>8 検査</b> 		<p>検査措置協定締結機関等による検査体制・検査実施能力の確保状況について訓練等で定期的に確認するとともに、感染症法の規定に基づき、確保状況について毎年度国へ報告する。</p>
<b>9 保健</b> 		<p>新型インフルエンザ等の発生公表から1か月間において想定される保健所の業務量に対応するため、感染症有事体制を構成する27人体制及び89人体制を確保できるよう準備し、人員確保数及びIHEAT要員の確保数を毎年度確認する。</p>
<b>10 物資</b> 		<p>必要な医薬品、個人防護具等の感染症対策物資等を備蓄し、定期的に確認する。</p>
<b>11 市民生活・経済の安定の確保</b> 		<p>新型インフルエンザ等対策の実施にあたり、関係機関との連携や部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。</p>

初 動 期	対 応 期
<p>国内外で新型インフルエンザ等の発生の情報が確認された際等には、必要に応じて通常業務を調整しつつ、流行初期までの人員体制（27人体制）へ移行し、対策を迅速に実施する。</p>	<p>新型インフルエンザ等の対策や優先度の高い業務の実施に必要な体制を継続的に確保するとともに、流行初期の人員体制（89人体制）へ移行し、全庁的な対応を推進する。</p>
<p>国や県が公表した感染症上の分析から得られた情報を各関連機関及び市民・事業者等に情報提供・共有する。</p>	<p>包括的なリスク評価等を継続的に行い、地域の感染状況や医療、市民生活、社会経済活動への影響を適切に評価する。</p>
<p>新たな感染症の発生が確認された場合には、疑似症の症例定義に基づき、当該感染症に対する疑似症サーベイランスを開始する。</p>	<p>流行状況に応じた感染症サーベイランスを実施し、新型インフルエンザ等の発生状況の推移を把握する。</p>
<p>科学的根拠が不明確な情報、疑・誤情報の拡散状況を踏まえつつ、その時点で得られた科学的根拠に基づいた情報を発信し、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを実施する。</p>	<p>特に影響の大きい年齢層を重点的に、リスク情報及びリスク情報に基づく対策等について、理解・協力を得るため丁寧に説明し、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを図る。</p>
<p>健康監視対象者に症状等が現れたときは、感染症法の規定に基づき検疫所と連携し、質問・調査、検査、入院その他のまん延防止のために必要な対応を行う。</p>	<p>事業者に対して、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理や受診を勧奨すること、出勤が必要な者以外のリモートワーク（テレワーク）、こどもの通う保育所等、学校等が臨時休業等をした場合の保護者である従業員へ配慮等を行うよう協力を求める。</p>
<p>接種の準備に当たっては、予防接種業務所管部署の平時の体制で想定している業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、組織・人事管理などを担う部署も関与した上で、全庁的な実施体制の確保を行う。</p>	<p>ワクチンの在庫状況を県と市で情報共有の上、双方が有効的に使用する。</p>
<p>有症状者等からの相談に対応する市相談センターを整備し、市民等への周知を行い、感染したおそれのある者について、必要に応じて感染症指定医療機関の受診につなげる。</p>	<p>必要に応じ民間搬送事業者等と連携して、感染症の特徴や病原体の性状、対応の時期に応じて、患者の自宅、発熱外来、入院医療機関、宿泊療養施設等の間での移送・搬送・移動手段を確保する。</p>
<p>国からの要請を受けて、流行初期の目標検査実施数を迅速に確保できるよう、検査措置協定締結機関等における検査体制の充実・強化に係る検査実施能力の確保状況の確認を含め、検査体制を整備する。</p>	<p>国や県が決定した検査実施方針や地域の流行状況等の実情を踏まえ、発熱外来数の増加に合わせて検査体制を拡充する。</p>
<p>感染症有事体制を構成する職員等の参集や受援に向けた準備、感染症の特徴や病原体の性状などを踏まえた必要な物資・資機材の調達の準備等の感染症有事体制への移行の準備を進める。</p>	<p>関係機関と連携し、自宅療養の対象となった患者等への食料品・日用品の支給、要配慮者への食事の提供、日常生活を営むために必要なサービス等の提供を行うほか、県と連携し、要配慮者の健康観察を行う。</p>
<p>感染症対策物資等の不足が見込まれる場合等は、県と連携しながら、必要量の確保に努めるとともに、医療機関は、その機能を維持するために必要な物資の備蓄状況等を確認する。</p>	<p>新型インフルエンザ等緊急事態において、その備蓄する物資又は資材が不足し、緊急事態措置を的確かつ迅速に実施することが困難であるときは、それぞれ必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講ずるよう県に要請する。</p>
<p>国から示された市民生活及び社会経済活動の安定を確保するための法令等の弾力的な運用について、周知を行う。また、国から行政手続上の申請期限の延長が通知された場合は、速やかに周知し、市民の権利利益を保護する。</p>	<p>生活関連物資等の需給・価格動向や適切な供給のための情報について、迅速かつ的確な共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。</p>

## **甲府市新型インフルエンザ等対策行動計画【概要版】**

**甲府市 市長直轄組織 危機管理室 危機管理課  
保健衛生部 生活衛生室 医務感染症課**

- ・住所 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号
- ・電話 055-237-1161（代表）
- ・URL <http://www.city.kofu.yamanashi.jp>